平成２２年（フ）第７０号
茨城県石岡市府中４丁目７番13―205号　府中ハイツ
債務者　栗山　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７２号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原1883番地66
債務者　糸澤　憲二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７号
埼玉県八潮市緑町２丁目16番地２
債務者　古澤百合子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
埼玉県所沢市西住吉７番19号　田村荘８
債務者　篠崎　拓司
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５４号
埼玉県川越市岸町３丁目８番地15
債務者　岩倉　敏男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１６号
埼玉県深谷市西島53番地15
債務者　小林　直人
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６０号
札幌市豊平区豊平３条４丁目２番31号
債務者　古川　康裕
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８号
札幌市北区新琴似６条８丁目６番５号
債務者　岸本　香織
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９２号
札幌市白石区平和通４丁目北４番１―103号
債務者　所　　友香
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３０号
札幌市厚別区大谷地西３丁目14番１号
債務者　佐藤真智子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２８号
札幌市東区東雁来８条４丁目９番１―３号
債務者　福井　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４０号
札幌市豊平区平岸４条１丁目５番21号　ココ・シャネル103号
債務者　山藤　正壽
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４９号
北海道江別市元町14番地の９
債務者　山崎由香利
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６１号
北海道江別市上江別東町29番地の32
債務者　沖田　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６００号
北海道北広島市西の里東４丁目１番地３　さつみハイツ弐番館202号
債務者　泉谷　　功
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０９号
札幌市東区北34条東21丁目２番１―203号
債務者　林　　ミツ
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７８号
札幌市東区北40条東７丁目５番30号　アクアレーベル40―１Ｃ号
債務者　西谷　早恵
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８７号
札幌市東区北16条東12丁目１番３号　栄光ハイツ102号
債務者　中町　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部